

「海域委託業務」取引資格申請要領

JERA グループ

代表企業：株式会社 JERA

構成企業（当基地担当）：志布志石油備蓄株式会社

志布志石油備蓄株式会社が発注する志布志国家石油備蓄基地における「海域委託業務」に係る取引を希望する方は、下記の要領により「取引資格申請書」を提出して下さい。

記

1. 取引資格の基準について

取引資格は、以下の審査基準に合致している者を認定するものとします。

(1) 審査基準

- ①「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に抵触しない又は抵触する可能性のない者。
- ②「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に抵触しない又は抵触する可能性のない者。
- ③経営状態が著しく不健全であると認められない者、かつ、人権問題や環境問題、情報セキュリティに関する不祥事により社会に悪影響を与えたと認められない者。
- ④提出した取引資格申請書等に虚偽の記載、重要な事実についての記載漏れのない者。
- ⑤消防法に定める第四類の危険物（特殊引火物、第一石油類、第二石油類、第三石油類、その他）を取扱う施設で、かつ石油コンビナート等災害防止法に定める特定事業所で、通年1年以上の「災害時の防災活動、災害防止のための防災活動」等の業務内容の実績を有すること。
- ⑥変則3交替20名体制による勤務とし、次の有資格者を配置でき、かつ、その名簿を提出できること。
 - (1)委託業務の実施に関し、予め総括責任者1名を定めることができること
 - (2)20名の内訳として船長8名と機関長12名を配置することができること
 - (3)船長8名については、いずれも海技免状4級海技士(航海)以上の有資格者
 - (4)機関長12名については、いずれも海技免状4級海技士(機関)以上の有資格者
- ⑦原油タンカー荷役業務を必要とするときのために、次の要件を満たす常時海域荷役管理責任者たるバースマスター1名、ターミナルオフィサー1名および荷役作業員を確実に配置することができること。
 - (1)バースマスターについては、ムアリングマスター(石油に関する一般的知識および一級海技士の資格を有する外航タンカーの船長経験者)であること。
 - (2)ターミナルオフィサーおよび荷役作業員については、石油コンビナート等災害防止法の定める特定事業所で通年1年以上の荷役業務の実績を有すること。
- ⑧非常事態発生時に石油コンビナート等災害防止法に定める防災要員としての業務を行うことができる船員を配置できること。

2. 資格認定の有効期限

「取引資格審査結果通知書」の発行日から翌々年度末(最長3年)まで。

3. 資格認定の取消しについて

次の各号のうち、一つでも該当することが認められた場合は資格認定を取消します。

- (1)審査基準を偽り又は不正な手段により、取引資格の認定を受けたと認められる場合
- (2)有資格者から廃業等の届け出があったとき又は取引資格の辞退の申し出があった場合
- (3)契約の履行にあたり、著しく適正を欠く行為があった場合
- (4)正当な理由がなくて契約を履行しなかった場合
- (5)契約履行成績が不良であると認めた場合
- (6)審査基準に該当しなくなった場合

4. 取引資格申請書の提出について

(1) 提出書類 (PDF 等のスキャンデータ)

添付「取引資格申請書」及び提出書類一覧表に記載している書類

※提出書類の取得又は作成にかかる費用はすべて申請者の負担となります。

※ホームページ掲載の「取引資格申請における提出書類の様式」をご使用ください。

(2) 提出方法

①提出書類を PDF 等にスキャンデータ化し、電子メールに添付のうえ送信ください。(提出書類本紙の郵送は必要ありません。)

②インターネット環境により大容量データが送信できない場合は、ご相談ください。

(3) 申請の受付

随時受付します。

(4) 受付・問い合わせ窓口 (志布志石油備蓄株式会社 契約窓口)

送信先メールアドレス : shibushi-keiyaku-ml@jera.co.jp

5. 結果通知

(1) 受付後、資格審査を行い、取引資格が認められた場合「取引資格認定通知書」をメールにて送付し、通知といたします。

なお、「取引資格認定通知書」の発行日から有効となるため参加を希望する取引に間に合わない場合があります。

(添付書類)

1. 提出書類一覧表

以上

(添付資料)

提出書類一覧表

書類名		備考
(1)	取引資格申請書	※PDF データ化し送付ください。
(2)	印鑑証明書（代表者印） もしくは 履歴事項全部証明書	※スキャンデータ化して写しを送付ください。
(3)	財務諸表 【法人の場合】 （直前3年間の事業年度分） ア. 貸借対照表 イ. 損益計算書 【個人の場合】 上記に類する書類（確定申告書等）	※スキャンデータ化して写しを送付ください。
(4)	未納税額のないことを証明する納税証明書	【法人の場合】 納税証明書その3の3 「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用 ※スキャンデータ化して写しを送付ください。 【個人の場合】 納税証明書その3の2 「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用 ※スキャンデータ化して写しを送付ください。
(5)	類似工事等実績	※PDF データ化し送付ください。
(6)	有資格技術者の主要資格等	※PDF データ化し送付ください。
(7)	1. (1)⑤、⑥および⑦を証明するもの	※スキャンデータ化して写しを送付ください。